

対象条項					
#	旧条番号	旧条文	新条番号	新条文（赤字：追加・変更箇所）	対応種別
1	第2条第3項	本契約にかかわらず、別紙1記載の「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」については、同別紙に記載のOSSライセンスが適用されるものとします。	第2条第3項	本契約にかかわらず、 <b>本ソフトウェアに含まれるオープンソースソフトウェア（以下「OSS」という）については、OSSライセンスが適用されるものとします。本ソフトウェアに含まれるOSSおよび当該OSSに適用されるライセンス条件はNTTデータがお客様に別途提示する「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」に明示されるものとします。</b>	変更
2	第6条第1項	NTTデータは、本ソフトウェアに契約不適合（ソフトウェアについてNTTデータが提供する操作マニュアルに記載された仕様どおり動作しないことをいう。以下同じ。）があった場合、ご購入日から30日間、本ソフトウェアを交換するか又は本ソフトウェアの単価に数量を乗じた金額を限度として保証します。ただし、契約不適合の原因がお客様の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。なお、当該契約不適合がNTTデータの責に帰すべきものでない事由（別紙1記載のOSSの不具合、権利侵害等に起因する事由、当該OSSとその他のソフトウェア若しくはハードウェアを組み合わせたことに起因する事由、並びにNTTデータが提供する操作マニュアルに規定又はNTTデータから指示された設定を変更すること及びソフトウェア以外のソフトウェアをコンピュータにインストールしたことに起因する事由等を含むがこれらに限られない）であると認められたときは、NTTデータは一切の責任を負わないものとします。※以下、条文省略。	第6条第1項	NTTデータは、本ソフトウェアに契約不適合（ソフトウェアについてNTTデータが提供する操作マニュアルに記載された仕様どおり動作しないことをいう。以下同じ。）があった場合、ご購入日から30日間、本ソフトウェアを交換するか又は本ソフトウェアの単価に数量を乗じた金額を限度として保証します。ただし、契約不適合の原因がお客様の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。なお、当該契約不適合がNTTデータの責に帰すべきものでない事由（ <b>別途提示する「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」に記載のOSSの不具合、権利侵害等に起因する事由、当該OSSとその他のソフトウェア若しくはハードウェアを組み合わせたことに起因する事由、並びにNTTデータが提供する操作マニュアルに規定又はNTTデータから指示された設定を変更すること及びソフトウェア以外のソフトウェアをコンピュータにインストールしたことに起因する事由等を含むがこれらに限られない）</b> であると認められたときは、NTTデータは一切の責任を負わないものとします。※以下、条文省略。	変更

3	別紙1	「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」	—	<p>削除 ※別途提示とします。</p> <p>「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」はライセンスインストール時の資材に同梱して提示します。インストール前に「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」を確認したい場合は、ライセンスを購入した特約店またはWinActor問合せ窓口までご相談下さい。</p> <p><a href="https://winactor.com/questions/contact/">https://winactor.com/questions/contact/</a></p>	削除
---	-----	--------------------------	---	--	----

以上